

今回のテーマ「育成就労制度運用要領 令和8年2月」について

2/20（金）、育成就労制度運用要領～関係者の皆さまへ～令和8年2月（出入国在留管理庁・厚生労働省編）が発出されました。

外国人技能実習機構 HP に
育成就労制度に関するページ
が開設されています。

<https://www.otit.go.jp/>

- ・関係法令・育成就労制度運用要領等
- ・監理支援機関許可施行日前申請
- ・育成就労計画認定施行日前申請

育成就労制度 運用要領

～ 関係者の皆さまへ ～

令和8年2月

出入国在留管理庁・厚生労働省 編

第1章 育成就労制度の趣旨

第2章 育成就労制度の概要

第3章 育成就労法の目的・定義等

第4章 育成就労計画の認定等

第5章 監理支援機関の許可等

第6章 育成就労外国人の保護

第7章 補則

第8章 養成講習

第9章 違法行為の防止・摘発及び違法行為に対する行政処分

第10章 罰則